

夜間・休日の電話対応

- 学校への連絡は、原則、教職員の勤務時間中をお願いします。
- 次の表の時間帯は、「業務時間外です」という音声メッセージが流れます。翌日以降の教職員の勤務時間中に、再度連絡をお願いします。（要件の録音はできません）

授業のある平日	小学校：午後6時00分～翌午前7時30分 中学校：午後7時00分～翌午前7時30分
長期休業中の平日	学校の勤務時間外の時間帯
休業日(土日・祝日など)、年末年始、学校閉庁日	終日

※ 上の表以外の時間帯でも、教職員の勤務時間外の時間は、教職員が不在で電話がつかないことがあります。

- 「児童生徒の生命や安全に直接かかわる事故などの緊急を要する場合」は、警察、消防・救急、児童相談所などの専門機関や有田市役所へご連絡ください。

「児童生徒の生命や安全に直接かかわる事故」などの緊急を要する場合」の連絡先



《第1連絡先》

- * 警察 (110番) ※ 不審者、事件、事故 など
- * 救急・消防 (119番) ※ 救急車要請、火災 など
- * 児童相談所 (189番) ※ 虐待 など

第1連絡先に連絡した後で、どうしてもすぐに学校に知らせる必要がある場合は、下の第2連絡先へ電話をお願いします。

《第2連絡先》

- * 有田市役所 (代表) 0737-83-1111

「小学生(中学生)にかかわる緊急の要件です」と伝え、次のことをお知らせください。

- ① 学校名・学年・学級・お子さんの氏名
- ② 連絡者の氏名・お子さんとの間柄
- ③ 折り返しの連絡先